[別紙]

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金交付要綱

厚生労働省発健0522第2号 平成29年5月22日 一部改正 平成30年3月28日 平成31年2月12日 令和2年3月19日 令和3年3月26日 令和5年9月28日 令和6年5月14日

(通則)

1 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費国庫負担金(以下「国庫負担金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この国庫負担金は、法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等(法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。)及びその家族等に対する相談支援、関係機関との連絡調整その他の自立に資する事業を行うことを目的とする。

(交付の対象)

3 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

平成29年5月22日健発0522第1号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施について」の別紙「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により、都道府県、指定都市、中核市及び児童福祉法第59条の4第1項の政令で定める市(特別区を含む。)(以下「都道府県等」という。)が行う事業。

(対象外事業及び費用)

- 4 次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。
 - ア 当該事業で実施を予定している事業のうち、交付税措置により行われて いる事業
 - イ 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一 部を負担し、又は補助している事業
 - ウ 都道府県等が、独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を

行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

エ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

(交付額の算定方法)

- 5 この国庫負担金の交付額は、次により算出するものとする。
- (1)次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

			1								T
1	区	分	2	種	目		3	基	準	額	4 対象経費
小児士	曼 性	特定	小児慢	性特	定疾病	1	都道	府県	等あ	たり	小児慢性特定疾病児童等
疾病」	児 童	等自	児童等	自立	支援員						自立支援事業に必要な報
立支援	争業	美				5,	496,	000F	円		酬、謝金及び報償費、
											人件費、給料、職員手
											当等、旅費、需用費、
			相談支	援事	業及び	8,	450F	円×	当該	年度の	役務費、委託料、使用
			努力義	務事	業	小	児慢	性集	宇定组	医病 児	料及び賃借料、備品購
						童	等の	人数	•		入費、会議費、負担金
			小门日帽	小什 件士	少佐庁	Ē	开兴	· 禹 山	<u> </u>	₩ W Ⅲ	-
					定疾病					アル安	
			要支援	者証	明事業	ح	認め	た額			

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額 の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2)事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (4)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後に おいても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営 を図らなければならない。
- (5) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

8 この国庫負担金の交付の申請は、別紙様式2-1による申請書を毎年度6月 末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更交付申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、別紙様式2-2による申請書を別に定める期日 までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定を行うまでの標準的期間)

10 厚生労働大臣は、8又は9による申請書が到達した日から起算して原則として 2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものである。

(実績報告)

11 この国庫負担金の事業実績報告は、翌年度6月末日(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(国庫負担金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、5、8、9及び11に定める算定方法及び手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。